

↳ 相続税延納の要件

Q : 父が亡くなり、相続税を納めなければならぬのですが、一度に納めることができません。延納ができるそうですが、要件はどのようなになっているのですか？

A : 一定の要件があり、延納できる額も定められています

【解説】

相続税の延納の要件は、次のようになっています。

- ① 相続税額が10万円を超えていること
- ② 金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること
- ③ 申請書を申告期限までに提出すること
- ④ 延納税額に相当する担保を提供すること
(延納税額が50万円未満で、かつ、延納期間が3年以内のときは不要)

次に、延納が認められる金額の限度額は、次の算式により求めた金額となります。

延納可能限度額 = ① - ⑤

- ① 納付すべき相続税額
- ② 納期限において有する現金、預貯金その他の換金が容易な財産の価額に相当する金額
- ③ 申請者及び生計を一にする配偶者その他の親族の3ヶ月分の生活費
- ④ 申請者の事業の継続のために当面(3ヶ月)必要な運転資金の額
- ⑤ 現金納付額(納期限に金銭で納付することが可能な金額) (② - ③ - ④)

